

折上り 國定規格 B5 八三×二五七 耗

内甲 二五

昭和二十一年一月十日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

海軍大臣

農林大臣  
木東軍大臣

内務大臣

司法大臣

商工大臣  
農商大臣

大藏大臣

文部大臣

運輸大臣  
軍需大臣

陸軍大臣

厚生大臣

逓信大臣  
運輸大臣

幣原國務大臣  
齋藤國務大臣  
植原國務大臣  
金森國務大臣  
膳國務大臣

別紙内務司法兩大臣請議公娼制度廢止についての連合  
國最高司令部發覺書の實施に關する勅令案

昭和二十一年一月十五日



法制局

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ  
通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

呈案附箋の通り

(起案用紙青三ノ二號)

内第一〇五号

十二月十九日

防空總本部

内務省警備第一七八號

公娼制度廢止についての連合國最高司令部發  
覺書の實施に關する勅令案について

本年一月二十一日附連合國最高司令部發日本政府宛「日本に於け  
る公娼制度廢止に關する件」覺書を履行する爲にこれが法的措置  
として別案の通り勅令を制定致し度い。

右閣議を請ふ

昭和二十一年十二月十六日

内務大臣 大村 清

司法大臣 木村 篤太郎

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

内甲二五



国立公文書館  
National Archives of Japan



第一、この法律の施行期日は、昭和二十一年四月一日とする。  
第二、この法律の施行期日は、昭和二十一年四月一日とする。  
第三、この法律の施行期日は、昭和二十一年四月一日とする。  
第四、この法律の施行期日は、昭和二十一年四月一日とする。  
第五、この法律の施行期日は、昭和二十一年四月一日とする。  
第六、この法律の施行期日は、昭和二十一年四月一日とする。  
第七、この法律の施行期日は、昭和二十一年四月一日とする。  
第八、この法律の施行期日は、昭和二十一年四月一日とする。  
第九、この法律の施行期日は、昭和二十一年四月一日とする。  
第十、この法律の施行期日は、昭和二十一年四月一日とする。

防空總本部

に処する。

第三條 前二條の未遂罪は、これを罰する。

附則

この勅令は、公布の日から、これを行す。  
行政執行法の一部を次のように改正する。  
第二條中「密賣淫」を「賣淫」に改める。  
第三條中「密賣淫犯者」を「賣淫犯者」に改める。  
第三條中「密賣淫」を「賣淫」に改める。



昭和二十一年一月二十一日附連合國最高司令官から  
本における公娼制度廃止に関する覚書を履行するに  
必要があるか  
らである。

防空 總本部

理由  
昭和二十一年一月二十一日附連合國最高司令官から  
本における公娼制度廃止に関する覚書を履行するに  
必要があるか  
らである。



明治三十四年四月十一日  
内務省令第一六九號  
警察犯規罰令  
（明治三十四年四月十一日）  
（内務省令第一六九號）

# 売淫に関する現行法令

## 警察犯規罰令

（明治三十四年四月十一日）  
（内務省令第一六九號）

第一條 左の各條の一に該當する者は三十日未満の拘留に處す

一 密売淫を爲し又は其の媒介若は容止を爲したる者

## 行政執行法

（明治三十四年四月十一日）  
（法律第八四號）

第二條 當該行政官庁は日以前、日没後に於ては生命身体又は財産に對し危

害迫せりと認むるとき又は傳染、密売淫の現行ありと認むるときに

非これに現居住者の意に反して邸宅に入ることを得ず但し旅店、割

烹店その他夜間と金衆人の出入する場所を於てその公開時間内は此の限

に在りす

## 第三條

當該行政官庁は密売淫犯者若はその前科者にして尚密売淫の常習

ある者に対しその健康を診斷し若は指定したる医師の檢診を受けしめ

伝染性疾患に罹り必要ありと認むるときは病院に入りしめ又は指定

したる医師の治療を受けしめ治癒に至る迄指定したる場所に居

住せしめ其の外を禁止することを得







う治療を加ふることを肯せざる等取締上必要ある場合に於ては之を病院に  
入りしむることを得せしむる等要するに徴毒予防は現今の状況に於て最も之  
を嚴重にするの必要を認め本條を設けたるものなるを以て前條の趣旨依  
り下等淫売婦に對しては時宜に適當の處置を採りしむ

註

淫売淫を爲し又は其の媒合若は容止を爲したる者は處罰せらる（警察犯必罰  
令一條ニ據る）（A）行政官庁は淫売淫犯者（B）若はその前科者にして尚淫売  
淫の常習ある者（C）に對し健康診断を爲し（D）若は指定したる医師の検  
診を受けしめ伝染性疾患に罹り必要ありと認めたることは病院に入りしめ又は  
指定したる医師の治療を受けしめを處に於て是等指ししめたる場所を居住せしめ  
その外を禁止することを得へし（行政執行法ニ據る）（E）

A. (1) 淫売淫とは密に貞操を賣る行為なり。その対価は金銭物又は物を要す。  
前記人の需要を満し得るものたるは足る。又対価は約束又は要求を爲したる  
を以て足り現実に給付せられたることを必要とせず。然れども対価を得るの約束

又は要求あるのみならず現に実行行為を爲さざることを淫売淫行為ありと  
謂ふことを得ず。（昭和四年（一）第一四八號同年一月大審院刑事部判決参照）

(2) 媒合とは周旋勧誘その他の方法を以て淫売淫の実行に付し機會を與ふ  
ることにして、容止とは淫売淫の場所を供給することなり。媒合又は容止の  
罪は淫売淫の実行行為に隨伴して成立するものなり。淫売淫を爲すの情を  
知りて房室を給與し又はその周旋を爲すも淫売淫の実行行為以上は同罪  
を構成せず。

B. 淫売淫犯者とは淫売淫の故を以て警察犯を宣告せられしその宣告確定  
しその警察罰の執行完了するに至らざる者を謂ふ。

C. 常習者とは單に前科者のみならず事實上に於て通常淫売淫を爲すと  
認めらるる社會に屬する者を謂ふ。

D. 健康診断とは人の意志如何に拘らずその者の健康を診断することを謂ふ。  
健康診断を受けざるの自由は憲法（三條ニ三條参照）の保障するところの  
を以て之を行ふには必ず法律の根據あることを要す。是を以て警察官



犯者若はその常習者に対する健康診断には行政執行法あり、伝染病の疑ある者に対する健康診断には伝染病予防法あり。検疫には海港検疫法あり、国家が軍体を組織するが爲に徴兵するに際し人民の健康を診断するに兵役法あるが如し。

E. 行政執行法第三條に所謂療養に要する費用中には入院中の食費、夜具損料等を含むことを得。

刑

法

(明治四〇、四一、四二法律四、五、六)

第二條條 公然根絶の行為を爲したる者は科料に處す

第三條 營利の目的を以て淫行の常習なる婦女を勧誘して其淫せしめたる者は三年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

註

公然根絶前 公然根絶の行為を爲すに在り

の二 本 男子と女子とを向はす男女の間に於ては勿論同性の間に於ては亦成立すべし夫婦間と云ふ亦然り。

（一）行 爲 根絶行為とは淫慾を刺激し又は止を満足するに在る行為とし

て人をこれ一見羞恥厭惡の情を起し去るものといふ。交接、手淫、陰部の露出の如し。接吻、抱擁等が之に該當するや否やはその時代の社會の風俗道義を基本として之を決するものとす。而して根絶は徹へて不品行たるを要せざるが故に夫婦間の行為と云ふ公然と行ふと云ふは罪を構成すべし。公然とは不特定多数人の認知し得べき状態をいふ。例へば公衆の自由に出入し得べき公園街路等に於ては勿論邸内家内と云ふ道路等より公衆の目に觸るべき場所に於て行ふは公然といふに該する。

（二）其淫勧誘罪

A. 要 旨 營利の目的を以て淫行の常習なる婦女を勧誘して其淫せしめたるに因りて成立す（第一八二條）例へば料理店、飲食店の主人が田舎女の處女を酌婦に雇入れ此を勧誘して淫売を爲せしめその料金の一部を利得とすなりが如し。

B. 構成要件 左の如し



(1) 主 体 男女の区別なし。

(2) 被害者 淫行の常習者たる婦女なり必ずしも處女たることを要せず。然れども売淫婦その他貞操の觀念薄く日常多くの男子と色情関係を惹起するが如き婦女は本罪の客体となることが多い。

十三歳未満の處女に対するも本罪を犯すことを得るが否やは強姦罪との関係を対比して左の如く解すべきものとす。

(1) 婦女のみを勧誘して之をらる男と通せしめたる者は本罪のみの責任を負ふに止まる。

(2) 婦女を勧誘して之のみならずと通する男子をも勧誘したることを例へば芸妓屋・貸合等の 十三歳未満の芸妓・娼女に旦那をとることを勧めると同時にその旦那たる男にも同様勧誘をなし男に相當の金円を払ひしめて兩者を接合せしめたる場合はその男子は十三歳未満の婦女に対する強姦罪・婦女將姦はその放姦罪並に本罪をも構成するものと解す。

(3) 行 為 勧誘して其淫を誘はしむるに在り其淫の未遂は本罪となりず勧誘の方法如何を問はずと雖も暴行・脅迫を除く。婦女に対し暴行・脅迫を以て他の男子と無理に通せしめたる者はその男子と共に強姦罪の共犯となりべし。

(4) 目 的 本罪は被害者及び行為の認識あるのみならず経済上の利益を得るの目的を以て前記行為を敢てしむることを要す。従つて何等経済上の利益を目的とせず一時の出来心又は物好みて知合の男に婦女を告訴し置るが如きは本罪とならず。但し経済上の利益を得る目的を以てすれば足り必ずしも現實に利益したることを要件とせず。

C. 警察犯處罰令第一條第二項との関係

本罪は上記法條の娼売淫媒介罪に類似するが後者は本罪の如く淫行の常習者たる婦女たること及び營利の目的を以てするこの要件を必要とせざるものとす。



合司官官官官官

一九四六年一月二十一日

日本帝國政府ニ對スル警告  
東京中央連絡部總局經由

主目「日本ニ於ケル公娼廢止」ニ關スル件

一、日本ニ於ケル公娼ノ不續ハデモクラシーノ精神ニ違背シ且全國民ニ於ケル個人ノ自由發達ニ相反スルモノナリ

二、日本政府ハ南洋ニ關内ニ於ケル公娼ノ存在ヲ直接乃至間接ニ容シ若ハ許容セリ一切ノ法律法令人其ノ他ノ法律ヲ廢棄シ且全列ナラシメ且許諾法令ノ趣旨ノ下ニ如何ナル婦人ヲ直接乃至間接ニ賣淫罪ニ關連シ若ハ持賣セリ一切ノ案外放ニ合意ヲ無効ナラシムベシ

三、當警告ヲ遵守スル爲ニ發令セラルル法律ノ最終地位了ト同時放ニ其ノ公布前ニ該法律ノ英語ニ通シ當司官官官官官ニ提出スベシ

最司官官代案  
●●●●●●●●●●大佐

原本不鮮明



GENERAL JANTERS

SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 726.7 (21 Jan 46) PH

21 January 1946

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT.

THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT : Abolition of Licensed Prostitution in Japan.

1. The maintenance of licensed prostitution in Japan is in contravention of the ideals of democracy and inconsistent with the development of individual freedom throughout the nation.

2. The Imperial Japanese Government is directed to forthwith abrogate and annul all laws, ordinances and other enactments which directly or indirectly authorize or permit the existence of licensed prostitution in Japan, and to nullify all contracts and agree-



AG 726.7 (21 Jan 46) PH

21 January 1946

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT.

THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT : Abolition of Licensed Prostitution in Japan.

1. The maintenance of licensed prostitution in Japan is in contravention of the ideals of democracy and inconsistent with the development of individual freedom throughout the nation.

2. The Imperial Japanese Government is directed to forthwith abrogate and annul all laws, ordinances and other enactments which directly or indirectly authorize or permit the existence of licensed prostitution in Japan, and to nullify all contracts and agreements which have for their object the binding or committing, directly or indirectly, of any woman to the practice of prostitution.

3. English translations of the enactments referred to in compliance with this Memorandum will be submitted in duplicate to this Headquarters immediately upon their final preparation and prior to publication.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

H.W. Allen.  
Colonel, A.G.D.,  
Asst. Adjutant General.

Received: 24 Jan 3:00 p.m.

Shukan : 1 Bu

Copy : Sonobusho

Naimu, Kosei

Shiho.

ることを禁し 且つ之を防止する責にある 又同指令は單に賣笑婦と認められる婦女子のみに限らず 給仕女、藝者或はダンサー 其他本人の意思に反して賣淫を強制されることのある婦女子に對し 同様に適用される

(三) 賣淫は日本に於ては合法的な仕事乃至は商賣とは認められない 又政府當局の許可を得て 其の活動を認められるといふことは許される 但し本指令は生計の資を



acts which have for their object the binding or committing, directly or indirectly, of any woman to the practice of prostitution.  
3. English translations of the enactments issued in compliance with this Memorandum will be submitted in duplicate to this Headquarters immediately upon their final preparation and prior to publication.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

Received: 24 Jan 3:00 p.m.  
Shukan : 1 Bu  
Copy : Sombusho  
Naimu. Kosei  
Saino.

H.W. Allen.  
Colonel, A.G.D.,  
Asst. Adjutant General.

高

題目「日本に於ける公娼廃止」に関する覚書（四十六年一月五日発）

實施に就て指示の件

(一) 前記覚書に關し、これが關係者凡てに對し、左記の通り指示通達を與へる

(二) 前記指令の根本趣旨は、賣淫に於て婦人を奴隷扱いすることゝを禁じ、且つ之を防止するにある。又同指令は單に賣笑婦と認められる婦女子のみに限らず、給仕女、藝者、或はダンサー、其他本人の意思に反して賣淫を強制されることのある婦女子に對し、同様に適用される。

(三) 賣淫は日本に於ては合法的な仕事乃至は商賣とは認められない。又政府當局の許可を得て、其の活動を認められるといふことは許されない。但し本指令は生計の資を



得る目的を以て個人が自發的に賣淫行為に従事すること  
を禁ずるものではない。

(四) 如何なる婦女子も本人の意思に反し又は其の自由に表明  
したる承諾を得ないで賣淫を強制されることはない。

承諾を一旦與へた場合も何時如何なる理由によつても  
撤回することが出来、又承諾を撤回したといふ席で其  
の者に如何なる種類の刑罰も課せられることはない。

(五) 凡ての現存する契約、約束並にその結果生じた負債に  
して婦女子に賣淫を強制するものは一切無効である。この  
實に關して今後に於て結ばれる契約、約束、負債の一切  
は無効となる。

(六) 金銭支拂の義務若しくは勤めを爲す義務は凡て解消  
し且つ完全に果されたと看做す。凡て負債はそれ

が最初の負債であると或は最初の負債後に衣料、食  
糧、住宅の如き事物に對して生じた負債であるとの別なく  
本條項に依り完全に支拂はれたものと看做す。右の根本  
の趣旨は負債の原因如何を問はず如何なる婦女子も  
賣淫に依り負債を返却する義務がないといふことである。  
各部隊司令官は本覺書の條項實施に際し右の諸意  
を考慮の上指導に當り且つ左記の措置を採ること、  
(イ) 本覺書の内容を其關係者一切に通達するため適當  
なる措置を講ずること、

(ロ) 右に従つて地方警察官を指導すること、

(ハ) 本指令に違反する者を起訴すること、



GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 726.1 ( Aug 46) PH COPY

APD 300

MEMORANDUM

SUBJECT: Information of General Application Pertaining to Memorandum Number (SCAPIN-643) AG 726.7 (21 Jan 46) PH, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, subject: "Abolition of Licensed Prostitution in Japan."

1. With reference to the above Memorandum, the following is published for the information and guidance of all concerned.

2. The primary consideration of the directive above is to forbid and to prevent the enslavement of women in prostitution. It applies not only to women who are recognized prostitutes but equally well to other women such as waitresses, geisha, or dance hall hostesses who may be forced to prostitute themselves against their will.

3. Prostitution is not recognized as a legitimate business or enterprise in Japan. It will not receive recognition through licensure of its activities by governmental agencies. The engaging of individuals, of their own free will and accord, in the practice of prostitution as a source of livelihood is not forbidden by this directive.

4. No individual will be made, against her will and consent freely given, to engage in prostitution. Consent, once given, may be withdrawn at any time, for any reason, and no penalty of any sort shall attach to the individual for withdrawal of consent.

5. All contracts, agreements, and debts incurred as a result thereof, binding any woman in prostitution, that are now in existence are null and void. All contracts, agreements and debts which hereinafter may be entered into, shall be null and void.

6. All obligations to pay money, or to render services shall be considered to have extinguished and fully satisfied. Under this provision the debt shall be considered to have been fully paid, whether the debt in question is the original debt, or any debt incurred since the original debt, for such things as clothes, food, or housing. The primary consideration is that no woman shall be bound in prostitution to repay any debt, regardless of the source of the debt.



C O P Y

7. Commanders will be guided by the above considerations in enforcing the terms of this Memorandum, and will:

a. Take appropriate steps to inform all interested persons of the contents of this Memorandum.

BASTO: Memo, CHQ, SCAP, APO 500, AG 726.1 ( Aug) PH, August 1946, subject: "Abolition of Licensed Prostitution in Japan."

b. Direct local Japanese police accordingly.

c. Institute the prosecution of persons for violation of this directive.

DISTRIBUTION:

Same as SCAPIN-643  
less the Imperial Japanese Government

大臣官

11



本勅令案の制定を仰ぐとする理由  
 一、連合軍最高司令官より日本政府宛昭和二十  
 一年二月二十日の公娼制度廃止に関する覚書が送  
 られるや、内閣府に於ては同年二月二十日の議  
 府令第五號を以て娼妓取締規則を廃止する  
 と共に各府縣に対し公娼制度に関する地方官原  
 命令の廃止、娼妓の創設金及び公娼期契約

門学校長  
 部長末永  
 監督局長  
 字教授箱  
 外二千  
 二  
 目録夫  
 田明友外  
 成外二  
 三郎外  
 好太郎  
 田清一  
 書記小  
 泉  
 補林正  
 虎蔵外  
 公立国民  
 氏学校訓  
 徳武家



等の契約又は合意の無効の確認について必要な措置をとるべき旨指示し本覚書に指示された事項の履行に努めた。

二、然るところ同年一月本連合軍最高司令部から隷下部隊に禁せられたる「日本に於ける公娼禁止」の指令によつて前記覚書の趣意が明確とせられ本件の如き法的措置を講ずること

の必要を認め、未連合軍関係当局と接点に於り交渉し此の程瞭解を得るに至つた。

三、然るに内務大臣としては敗戦後弛緩の極に在る風教を刷新して道義の振興に努め以て正常な社会秩序を確立維持する必要の甚切なることを痛感し、これに因り廣範な政策を以下考慮研究中である。



従つてこれが確定も見るに至る以前に於て本件  
の如き内容の法律案を議会の議に附すること  
は時機を得たものと考へずこれを希望しな  
い次第である。

以上の理由により連合国軍との関係もあるのに此の  
際本件は取急が要な事項に基く勅令  
として制定せられんことも希望するものである。

後日添附

附記

佐久間事務官

婦人に賣淫をさせた者等の處罰に關する勅令について

第一條。

○本條は刑法第二百二十三條との關係。

刑法第二百二十三條には、「生命、身體、自由、名譽若くハ財産  
ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義  
務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下  
ノ懲役ニ處ス」とあるが、それと本條の罪が一行爲數罪になるか。  
「困惑」という言葉は、昭和十五年改正刑法假案第四百二條の暴  
行若ハ脅迫ニ依リ又ハ不正二人ヲ困惑セシムル方法ヲ以テ」とい  
うところに見えている。このように暴行脅迫と並べてあれば、「  
困惑」は暴行脅迫に至らない程度を示すこと明瞭であるが、唯困  
惑させて」としてはその點明確を缺くので、内務省案にはなかつ  
たが「困惑」の上に「暴行又は脅迫によらないで」という言葉を  
加えた。従つて第二百二十三條とは一行爲數罪にならない。(因



みに、内務省案のようになり、本條は刑法第二百二十三條

の特別規定であると説明すると、本條の方が刑が輕くなることになつて、適當でない。

### ○賣淫の意義

賣淫とは、その行爲に對して對價を得る目的を以て人の性的交渉の要求に應ずる行爲をいう。

(參考) 昭和四年十月大審院刑事部判決「密賣淫とは密に貞操を賣る行爲なり。その對價は金錢物品たることを要せず、苟も人の需要を満たし得るものたれば足る。又、對價は約束又は要求を爲したるを以て足り、現實に給付せられたることを必要とせず。然れども對價を得るの約束又は要求あるのみにして、現に實行行爲を爲さるときは密賣淫行爲ありと謂ふことを得ず。

### 第二條。

○本條と第一條との關係。

本條は、貸座敷業者が娼女の父と娼女に賣淫をさせることを契約する場合のみならず、業者が客と契約する場合も含む。前の場合において契約をした後第一條の行爲があつたときは併合罪であり、後の場合において契約をした後第一條の行爲があつたときは、連續犯の成立が考えられる。

### 第三條。

○第一條の場合には、婦女と同衾することにより、第二條の場合には、契約の申込をなすことにより、犯罪の實行に著手したといえよう。従つて、第一條の行爲をなす目的で第二條の契約をなしただけでは、第二條の既遂になるが、第一條の未遂とはならないと解される。

### 附則

○行政執行法の改正。



行政執行法は、公娼制度を前提として密賣淫のみを取締の對象として規定してあるので、公娼廢止に伴い「密賣淫」を「賣淫」に改めることにした。この際例えば「行政執行法第三條の規定の適用については従前の規定による密賣淫犯者又はその前科者」を「改正後の規定による賣淫犯者又はその前科者」といふようにな経過規定が必要かどうか。密賣淫は賣淫の一部であるからその必要はないものと解する。

副署。

○副署大臣は内務大臣か司法大臣か。本令所定の行爲は所謂警察犯に屬するものであつて自然犯ではないと解されるので、司法大臣の副署を要しない。  
警察犯なりと斷定することは、第一條については多少疑問があるが、現在刑法第二十二章及び第二百二十二條所定の行爲に至らない賣淫行爲は、警察犯處罰令の規定するところとなつてゐるので、姑くその建前に従つて置く。

内甲第二の號  
起 案 昭和三十二年二月二十七日  
閣議決定 昭和三十二年二月二十七日  
施行 昭和三十二年二月二十七日  
裁可 昭和三十二年二月二十七日

内閣總理大臣 **吉田**

内閣書記官長

内閣書記官

|      |      |      |    |
|------|------|------|----|
| 外務大臣 | 文部大臣 | 逓信大臣 | 星島 |
| 内務大臣 | 厚生大臣 | 陸海大臣 | 金澤 |
| 大藏大臣 | 農林大臣 | 警察大臣 | 田中 |
| 司法大臣 | 商工大臣 | 労働大臣 | 五  |

別紙

日本國憲法施行に伴う整言察制